

第2章 日常運転における注意点

- (1) 道路交通法の目的 (1)
- (2) ボランティアとして送迎・乗降の適用性 (1)
 - 1. 警察への報告内容 (1～2)
- (3) 駐停車場所等における許可申請 (2)
 - 1. 駐車の定義 (2～3)
 - 2. 停車の定義 (3)
- (4) 運転免許証の概要 (3～4)
- (5) 一定の病気症状の詳細 (4)
- (6) 認知機能検査と高齢者講習 (4～5)
 - 1. 高齢者運転標識 (5～6)
 - 2. 後部座席のシートベルト着用義務化 (6)
- (7) 携帯電話等などによる「ながら運転」 (6～7)
- (8) あおり運転の特徴 (7)
 - 1. あおり運転の罰則化 (7)
 - 2. あおり運転対象 10 類型 (7～8)
- (9) 車両のメンテナンス (8)
 - 1. 道路における故障発生状況 (8)
 - 2. 車両故障防止対策 (8～9)
- (10) 被害者・加害者の特徴 (9)
 - 1. 刑事処分 (9)
 - 2. 行政処分 (9)
 - 3. 民事処分 (9～10)

第2章 日常運転における注意点

(1) 道路交通法の目的

「道路における危険を防止し、その他交通の円滑を図り、及び道路に起因する障害の防止に資する。」

道路における交通事故等の危険を防止するために、道路を通行する者が、安心安全でスムーズに移動できるような道路交通環境を確保するため、並びに走行車両が発生する大気汚染、騒音並びに振動により人の健康や生活環境に生ずる交通公害を防止することが、目的として作成されています。

皆さんが移動・送迎・支援に伴う活動の中で車を運転する機会が非常に多く、日々改正される道路交通法を理解しながら、安心・完全で運転を心がけて頂きたいと思います。

(2) ボランテニアとして送迎・乗降の適用性

道路交通事故は自動車・原動機付自転車、軽車両、トロリーバス、路面電車の交通による人の死傷又は物を損壊さし、車両等の交通により惹起されたものである。

車同士の事故なら加害車両、被害車両を問わず、どちらかの運転者は110番通報（事故報告義務）義務が生じます。交通通事故を起こしたときは、直ちに停車し死傷者の有無、車両の損壊の有無を確認し、負傷者の救護や道路の危険を防止するなど必要な措置を取って下さい。

負傷者がいる場合は直ちに救護措置を取らなければなりません。

被害者の負傷は軽いから救護の必要がない、「被害者に『大丈夫か?』と声を掛けた後、その場を立ち去る」、「重傷者を被害者の申し出により自宅に送り届けたから大丈夫だ」、「通行人に救急車の手配を頼んだ後、救急車が到着する前に現場を立ち去る」、などは道路交通法の救護措置義務違反のほか、保護責任遺棄罪や殺人罪も該当することがありますので、必ず救護措置を取って下さい。

事故車や積荷などが路上に散乱、放置されて交通に危険を及ぼすおそれがある場合、速やかに安全な場所に移動するようにして下さい。（第二、第三の事故を防ぐため）

事故車両の移動は、後日、争いの原因になることが予想されることから、スマホや携帯カメラで写真を撮ることを勧めます。

1. 警察への報告内容

①交通事故が発生した日時・場所

- ②死傷者の数、負傷者の負傷の程度
- ③損壊した物、損壊の程度
- ④事故車の積載物（積載物の内容、数量、転落、飛散の状況）
- ⑤事故について講じた措置（負傷者の救護、現場の危険防止措置）

（3）駐停車場所等における許可申請

送迎時における駐停車の場合、駐停車禁止場所での乗降は避けて下さい。道路交通法第 44 条の駐停車禁止場所、第 45 条の駐車禁止場所が規定されており、短時間の放置駐車も取締まりの対象になります。

法定の駐停車禁止場所(道路交通法第 44 条)

- ①交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内（線路）、坂の頂上部付近、勾配が急な坂、トンネル
- ②交差点やその端、道路のカーブから前後 5 メートル以内の場所
- ③横断歩道、自転車横断帯、またはその端から前後 5 メートル以内の場所
- ④安全地帯と左端とその前後 10 メートル以内の場所
- ⑤バスや路面電車の停留場の表示板（表示柱）から 10 メートル以内の場所
- ⑥踏切とその端から 10 メートル以内の場所

法定の駐車禁止場所(道路交通法第 45 条)

- ①駐車場、車庫などの自動車用の出入口から 3 メートル以内の場所
- ②道路工事区域の側端から 5 メートル以内の場所
- ③消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の側端、その出入口から 5 メートル以内の場所
- ④消火栓、指定消防水利の標識、消防用防火水槽の吸水口・吸管投入孔から 5 メートル以内の場所
- ⑤火災報知器から 1 メートル以内の場所

1. 駐車の定義

- ①ドライバーが車から離れていて、すぐに車を移動出来ない状態で停止すること。
- ②車が継続的に停止すること。
- ③客待ちや荷待ちによる停止。
- ④5 分を超える荷物の積み卸しによる停止。
- ⑤故障、その他の理由による停止。

駐車違反には「放置駐車違反」と「駐停車違反」の2種類があり、それぞれの違反内容が異なります。

- 放置駐車違反とは、駐車禁止の場所で駐車し、ドライバーが車から離れている状態のこと。
- 駐停車違反は駐停車禁止の場所において、ドライバーが車内にいる状態。
皆さんが介助に伴い道路上において、駐車する場合はできる限り左側に寄って、他の交通に妨げにならないような方法で駐車を心がけて下さい。
常に警察官がパトロールを兼ねて取締まりを強化しております。

2. 停車の意義

- ①駐車にあたらぬ短時間の車の停止のこと。
- ②ドライバーがすぐに運転できる状態での短時間停止。
- ③人が乗り降りする場合の停止。
- ④荷物の積み卸しが5分以内に終わる場合。

デイサービスを営んでいる事業所では、通行時間帯によって通行が禁止されている場所について、道路標識等により通行を禁止されている道路を通行しなければならない、やむを得ない理由があると認められる車両に対して許可されることがあります。

まず、警察署の窓口に出向き相談を兼ねて、通行禁止道路の許可申請をおこなって下さい。

(4) 運転免許証の概要

2022年度における全国の免許証保有者総数は、81,895,559人と、特に高齢者(65歳以上)の保有数は全体の23.5%を占めております。85歳以上の保有者数は71万7739人、100歳以上の保有者数は4人でした。年々法規の厳格化により交通事故に遭遇する件数は減少しているにもかかわらず、依然として高齢者の事故増加傾向にあることです。

また、2021年度における高齢者の運転免許証を自主返納したドライバーは、前年に比べ3万5198人減り、2年連続減少しています。(参考: 昨年の自主返納者は51万7040人) 75歳以上の自主返納者は15%の29万7452人が毎年自主返納している形です。

平成25年に法改正された「一定の病気」について、免許の取得・更新の際、「過去5年以内において病気を原因として、又は原因は明らかではなく、意

識を失った」など 5 項目の質問票の様式が改められ提出が義務化されています。虚偽の申告した場合 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

「平成 30 年 2 月 1 日大阪市生野区で持病のあるドライバーが、てんかんを隠しショベルカー運転、死亡事故が発生。」この事故の件で道路交通法違反「質問票虚偽記載」罪と自動車運転処罰違反（危険運転致傷）で起訴され、同年 6 月に大阪地裁から懲役 7 年実刑判決を言い渡されています。

なお、勤務先の社長は、てんかんの持病があるのを知りながら運転禁止を徹底していなかったことを理由に、業務上過失致死傷容疑で書類送検されています。

全国で発生した交通事故による死亡数が、過去最少の 2, 610 人と統計が残る 1948 年以降の最少記録を更新。また 1970（昭和 45 年）年の 1 万 6, 765 人と比べ、15.6%まで減少しております。

政府としては第 11 次交通安全基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の目標値・令和 7 年までに、年間の 24 時間死者数を 2, 000 人以下、同じく重傷者数 2 万 2, 000 人以下とする目標計画を掲げています。

（5）一定の病気症状の詳細

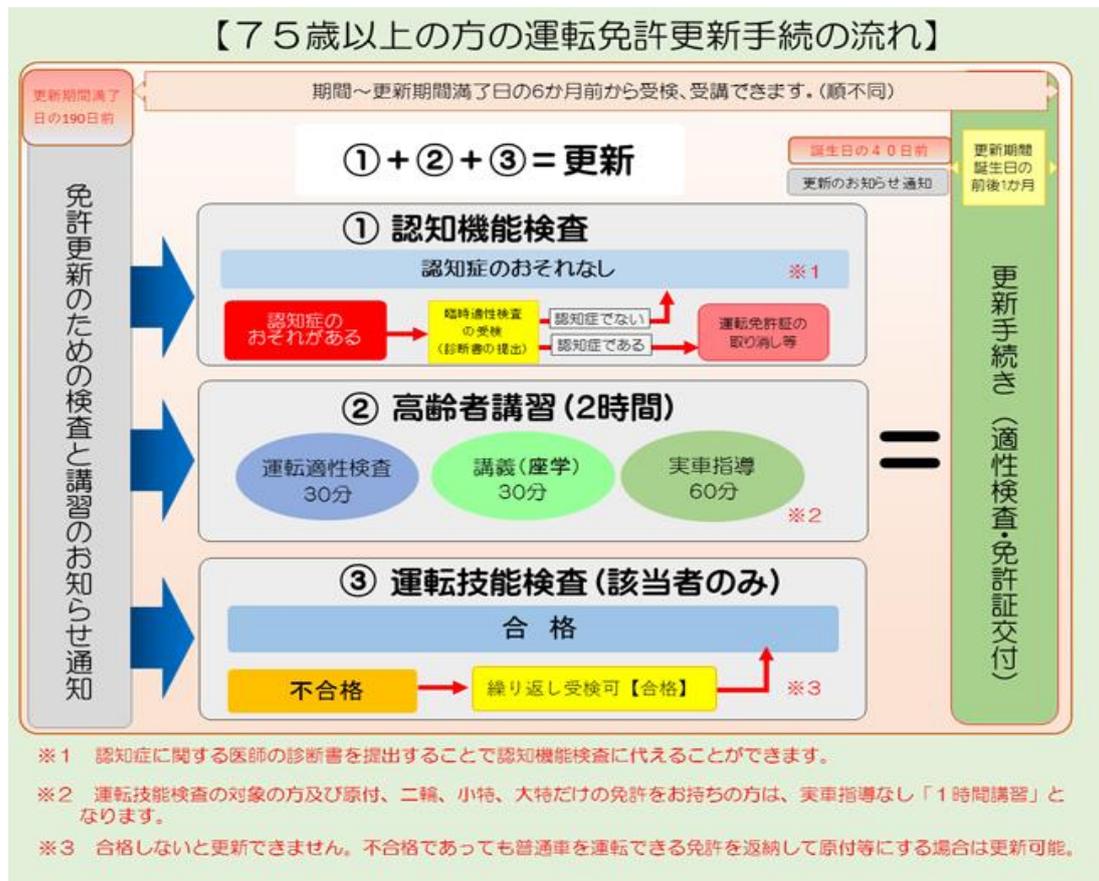
- ①統合性失調症（幻覚と妄想）
- ②てんかん
- ③再発性の失神
- ④無自覚性の低血糖症（糖尿病）
- ⑤そううつ病
- ⑥重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- ⑦認知症
- ⑧アルコール、麻薬、大麻、あへんまたは覚醒剤の中毒者



事業所等は免許証保有者に対し、免許の停止・取り消しの対象となる病気に該当するかどうかを調査する必要があるときは「一定の病気の症状等」に関する報告を求められることとされました。

病気の症状があるにも関わらず、公安員会に虚偽の回答をして免許を取得又は更新した者には、非常に厳しい罰則が科せられます。

（6）認知機能検査と高齢者講習



2022年5月13日から改正内容が実施されます。

1. 高齢者講習
2. 認知機能検査
3. 運転技能検査
4. サポカー限定免許



75歳以上の高齢者ドライバーについて、更新期間満了日の約190日に「検査と講習のお知らせ」はがきを郵送されてきます。

更新期間満了日以内に「認知機能検査」、「高齢者講習」、「運転技能検査」の講習を受けなければなりません。

検査は運転の欠点などが分かるように点数性とし、免許の更新期限までは繰り返し受講できます。基準未滿の「不合格」が続き、免許の更新期限を経過すると失効します。受検の負担などを考慮し、検査対象は一定の交通違反や交通事故を起こした高齢ドライバーに限定されます。

高齢ドライバーによる事故を防ぐため、車の運転技能を確認する「運転技能検査」が導入され、過去に一定の交通違反や交通事故を起こした高齢ドライバ

一を対象に免許更新時の受検を義務づけ、同時に自動ブレーキ、アクセルとブレーキの踏み違い時に加速抑制装置など搭載した安全サポート車に限定した免許取得することができます。

1. 高齢者運転標識

現在は70歳以上のドライバーが車を運転する場合は、高齢者マークを貼り付けて走行することが求められています。

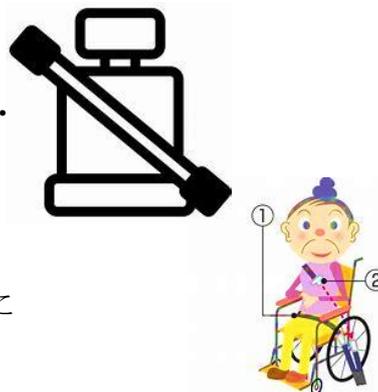
以前の高齢者マークは1997年に75歳以上のドライバーを対象に導入されたものですが、2002年に対象が70歳以上のドライバーに引き下がっています。

70歳以上75歳未満の場合は、「加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがあるとき」のみに高齢者マークを付けることが求められます。しかし、75歳以上になるとすべてのドライバーに高齢者マークを取り付けることが求められています。

2. 後部座席のシートベルト着用義務化

自動車に乗車する際、一般道路でも運転席・助手席・後部座席を含むすべての座席はシートベルト着用が義務づけられています。

また、高齢者・車イス利用される障害者の方が乗降する際、シートベルトの脱着は的確に実施して下さい。



(7) 携帯電話等などによる「ながら運転」

2019年12月1日から改正道路交通法の罰則が強化されました。

運転中のスマートフォンや携帯電話の画像注視と通話行為は「ながら運転」となり、違反点数(3点)、罰則、反則金(普通車で18,000円)に強化され、交通の危険を生じさせる行為については、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金、違反点数6点の行政処分対象になってしまいます。

運転する場合においては、当該自動車が停止している時を除き携帯電話用装置、自動車専用装置その他の無線通話装置を通話や当該自動車に取り付けられた画像表示用装置に表示された画像を注視してはならないことです。

「ハンズリーフ」で通話しながら運転について、各都道府県の条例でNGとなる自治体があります。

条例では、周囲の交通の音が聞こえなくなるようなイヤホンに使用は禁止されており、イヤホンを付けているだけで直ちに、違反となるわけではありません。

東京都道路交通規制の第8条(5)には「高音でカーラジオ等を聞き、またはイヤホン等を使用してラジオを聞く等、安全な運転に必要な交通に関する

る音または声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。」が義務づけられています。

カーオーディオから大音量で話し相手の声を流したり、緊急車両のサイレンや他の車のクラクションなどが聞こえないような状態は違反となります。

また、「ながら運転」で事故を起こした場合、6点の行政処分の罰則が待っており、一発で免許停止処分になってしまいます。

単にスマートフォンを手に持っただけで通話していない場合は、「ながら運転」にあたる訳ではありません。

「ながら運転」は走行中におけるテレビ視聴やカーナビ操作も該当します。自動車を運転中、前方を注視せず車を40 km/hで運転したした場合、何メートル走行するか分かるでしょうか？

「注視」とは、画面に表示された画像を見続けることをいいます。「2秒以上」が違反に該当する操作基準です。

40 km/hで11.2m走行します。

早さ＝距離×時間

早さ＝1000m÷3600秒

＝0.2777

＝約0.3



つまり走行速度に0.3を掛けると近い数字が計算することが出来ます。

1秒間に進む距離は速度×0.3で覚えて下さい。

(8) あおり運転の特徴

1. あおり運転の厳罰化

悪質な「あおり運転」があとを絶たないことを受け、刑法の暴行罪より重い法定刑を定めました。1回の違反で直ちに免許の取消処分。各都道府県警察は厳罰化について周知徹底をはかるとともに、取締まりが強化されました。

暴行罪「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」高速道路で他の車両を止めるなどの「著しい危険を生じさせた場合」は「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」が科せられ、免許取り消し処分となる25点（欠格期間2年）、「著しい危険」では処分点数は35点（欠格期間3年）とし、前歴や累積点数がある場合は、欠格期間は最大で10年となります。

2. あおり運転対象10類型

- ①対向車線からの逆走や接近
- ②前方での急ブレーキ
- ③車間距離を詰める
- ④急な割り込み・車線変更



- ⑤左側からの乱暴な追い越し
- ⑥不要なパッシング継続
- ⑦不要なクラクション反復
- ⑧幅寄せや前方での蛇行運転
- ⑨高速道路で駐停車
- ⑩高速道路で低速走行（50 km/h）

参考に 2017 年 6 月 5 日に発生した神奈川県大井町の高速道路上における追突事故による死亡事故。2018 年 12 月横浜地裁は争点だった危険運転致死傷罪の成立を認め、被告に対し懲役 18 年の実刑判決言い渡しました。この判決が言い渡されたのをきっかけに、法改正が加速する形になりました。



（9）車両のメンテナンス

自動車の車両故障は、運転者が予期し得ない状態で、突発的に発生するのが多々です。一般道路しかり高速道路上においては深刻な状況で、大きな事故に繋がる可能性が高く故障による路上停車は、他の交通への著しい障害となることを忘れてはいけません。

1. 道路における故障発生状況

「一般道路」ではタイヤ 32.1%、バッテリー27.7%、オイルネータ 4.9%、冷却水 1.8%となっており、「高速道路」についてはタイヤ 49.0%、オイルネータ 4.3%、冷却水 4.0%、潤滑油 3.7%と「一般道路」、「高速道路」どちらにおいてもタイヤの故障発生件数の割合が高いことです。

走行前にタイヤの摩耗量（空気圧）や外観傷の点検など日常点検を確実に実施することが故障の発生を未然に防ぐことができます。



「一般道路」におけるバッテリーの故障発生件数の割合も高く、過放電の割合がバッテリー故障全体の 74.3%を占めており、バッテリーの長期使用による劣化、あるいは電気装品の複数同時使用による電力消費が続き、バッテリーが過放電状態になることが原因の一つです。

2. 車両故障防止対策

車両故障の発生を防止するためには、車両故障発生状況について車種別・部位

別・道路別当の特徴を把握して対策を講じてください。

①日常点検

車両故障防止の具体的方法は、車両故障の発生状況を基に管理する車両の運行上に応じて、日常点検を確実に励行することです。

②定期点検

車両故障防止には、過去の車両故障の発生状況を踏まえて重点事項を定め、定期点検整備を確実に励行することです。

③重点項目

日常点検及び定期点検整備は、各々の点検事項にこれらの重点項目を加えて実施することになります。

自動車の使用者は、走行距離から運行時の状態などから判断し、国土交通省で定める技術上の基準により、灯火装置、制動灯の作動など、日常的に事項について目視などにより、点検しなければならない。(使用者の義務)

灯火装置、方向指示器、タイヤ等の点検が不十分で走行中、取締まりを受けると整備不良などの取締まりを受ける可能性があります。

(10) 被害者・加害者の特徴

自動車を運転していて人身事故を起こした場合、被害者または被害者遺族に対する賠償金がどの位になるのかという問題(民事上の責任)、免許が停止・取消しになるという(行政上の責任)と、過失運転致死傷罪による懲役刑・禁錮刑・罰金刑などに問われる問題(刑事上の責任)が同時に発生します。

1. 刑事処分

交通事故の刑事処分では、自動車運転致死傷行為処罰法・道路交通法などの法律をもとに、懲役刑や禁錮刑、罰金刑といった処分を受けます。

懲役刑は刑務所に拘留される刑罰で、拘留されている間は一定の期間留置場で身柄を拘束され、また、強制的に刑務作業を行わなければなりません。

禁錮刑は刑法で定められている刑罰で、身柄を拘束して刑務所に拘留しますが、懲役刑とは異なり刑務作業がありません。ただし受刑者から作業の依頼がある場合は、刑務作業を行うことができます。

禁錮刑とは、「政治犯」や「過失」に適用されます。

参考に執行猶予は初犯で3年以下の懲役・禁固または50万円以下の罰金に対して付けられる可能性があるものです。

2. 行政処分

交通事故の行政処分とは、違反点数の加算によって運転免許証の取消し処分、または免許停止といった処分です。

点数制度では過去に 3 年間の交通違反や交通事故について、それぞれ定められた点数が加算されます。その合計点数が一定の基準に達した場合には、運転免許取消しや停止処分などの処分を受けます。

3. 民事処分

交通事故によって被害者が負った損害を金銭で賠償する処分のことです。交通事故の損害は、積極損害・消極損害・慰謝料の種類があります。

保険制度には自動車損害賠償保険（強制保険）と任意保険とに分けられます。例えば、自分が運転する車で他人を跳ねて死亡させてしまった場合に、賠償しなければならないことが発生します。強制保険金の支払い限度額は 1 名につき傷害 120 万円、死亡 3, 000 万円、後遺障害 4, 000 万円であるため、支払限度額を上回った場合は、超過分が自己負担となってしまいます。しかし、任意保険はこの超過分の賠償金を補う仕組みになっています。

『参考まで、最高額の事例』

○平成 23 年 11 月 1 日横浜地裁判決

深夜、徒歩で横断禁止の規制ある国道を横断中、眼科医に被害者が走行中のタクシーに跳ねられ死亡した事案

当該被害者の妻及び母が、タクシー会社に対し損害賠償を請求。判決主文において、被害者の妻に対し 1 億 2141 万 3709 円及びこれに対する年 5% の遅延損害金を、被害者の母に対して、7747 万 1 855 円及びこれに対する年 5% の遅延損害金を支払うことを命じましたが、しかし、判決理由中の損害額（過失相殺前）の判断において、5 億 853 万 8910 円という極めて高額な算定がなされています。



令和 5 年 3 月 27 日
NPO法人ケアセンタ八王子 理事
国土交通大臣認定運転者講習 講師
文責 平井政敏